

議案第39号

基山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

基山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月4日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

基山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第8号とし、同条中第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 職員の退職管理の状況

第3条中第4号を第5号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が公布され、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部が改正されたことに伴い、人事評価制度及び退職管理に関する制度について規定するため、基山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を改正する必要がある。

平成29年12月12日原案可決